大臼歯CAD/CAM冠の適用拡大

令和５年12月より、すべての大臼歯に使用可能なCAD/CAM冠用材料(Ⅴ)が保険導入された。それにともない、549～550頁掲載のCAD/CAM冠について、下記赤字の箇所が追加となった。

11）CAD/CAM冠（１歯につき）

CAD/CAM冠の算定	
歯冠形成　生活歯歯冠形成	796〔歯冠形成(非金属冠)306点に＋490点を加算〕
失活歯歯冠形成	636〔歯冠形成(非金属冠)166点に＋470点を加算〕
印象採得	64
咬合採得(BT)	18
歯冠補綴時色調採得検査(１枚につき)※前歯のみ	10
テンポラリークラウン※前歯のみ	34
CAD/CAM冠＋材料料	小臼歯：1,388〔1,200点＋CAD/CAM冠用材料(Ⅰ)188点〕 1,381〔1,200点＋CAD/CAM冠用材料(Ⅱ)181点〕 大臼歯：1,550〔1,200点＋CAD/CAM冠用材料(Ⅲ)350点〕 1,815〔1,200点＋CAD/CAM冠用材料(Ⅴ)615点〕 前歯　：1,638〔1,200点＋CAD/CAM冠用材料(Ⅳ)438点〕
装着料	45＋45(内面処理を行った場合は装着料45点に＋45点加算)
装着材料料	17 or 10 or 12 or 4 (接着性レジンセメントでの合着推奨)

〔算定要件〕

(1)別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯冠補綴物の設計・製作に要するコンピュータ支援設計・製造ユニット(歯科用CAD/CAM装置)を用いて、歯冠補綴物(全部被覆冠に限る)を設計・製作し、装着した場合に限り算定する。使用材料別にみた適応部位と点数は以下のとおりとなる。

部位／使用材料	前歯・犬歯	小臼歯	第一大臼歯	第二大臼歯 第三大臼歯	材料点数
CAD/CAM冠用材料(Ⅰ)＊1	×	○	×	×	188点
CAD/CAM冠用材料(Ⅱ)＊1	×	○	×	×	181点
CAD/CAM冠用材料(Ⅲ)＊1	×	○ 注１	○ 注２	○ 注３	350点
CAD/CAM冠用材料(Ⅳ)＊1	○	×	×	×	438点
CAD/CAM冠用材料(Ⅴ)＊2	×	×	○ 注４		615点

＊１：シリカ微粉末およびそれを除いた無機質フィラーを含有し、重合開始剤として過酸化物を用いた加熱重合により作製されたレジンブロック。
＊２：ポリエーテルエーテルケトン(PEEK)および無機質フィラーを含有し、成型して作製したレジンブロック。

注１：CAD/CAM冠用材料(Ⅲ)を小臼歯に使用した場合は、CAD/CAM冠用材料(Ⅰ)または(Ⅱ)で算定する。

注２：①第二大臼歯が上下左右４歯そろっていて、左右の咬合支持があり、過度な咬合圧が加わらない場合、あるいは②歯科用金属を原因とする金属アレルギー患者(医科の診療情報提供が必要)の場合は、CAD/CAM冠用材料(Ⅲ)を第一大臼歯に使用できる。

注３：歯科用金属を原因とする金属アレルギー患者(医科の診療情報提供が必要)の場合に限り、CAD/CAM冠用材料(Ⅲ)を第二・第三大臼歯にも使用できる。

注４：大臼歯にCAD/CAM冠用材料(Ⅴ)を使用したCAD/CAM冠を装着する場合、歯質に対する接着力を向上させるためにサンドブラスト処理およびプライマー処理を行い、接着性レジンセメントを使用する。

※□の場合は、製品に付属している使用した材料の名称およびロット番号等を記載した文書(シール等)を保存して管理する(カルテに貼付する等)。

(2)CAD/CAM冠は、CAD/CAM冠用材料との互換性が制限されない(オープンシステム)歯科用CAD/CAM装置を用いて間接法により製作された歯冠補綴物をいう。

(3)CAD/CAM冠を装着する場合は、つぎにより算定する。

①歯冠形成を行った場合は、1歯につき、生活歯の場合は490点を加算し、失活歯の場合は470点を加算する。

②印象採得を行った場合は、1歯につき、64点を算定する。

③装着に際しCAD/CAM冠の内面処理を行った場合は、1歯につき45点を加算する。

(4)特定保険医療材料料は別に188点または181点(小臼歯)、350点または615点(大臼歯)、438点(前歯)を算定する。

(5)前歯に対し、CAD/CAM冠を製作する場合において、CAD/CAM冠用材料(Ⅳ)の色調を決定することを目的として、色調見本とともに当該歯冠補綴を行う部位の口腔内写真を撮影した場合は、歯冠補綴時色調採得検査(147頁参照)として1枚につき10点(1装置につき1枚に限る)を算定する。

(6)前歯に対し、歯冠形成のうち、CAD/CAM冠にかかわる費用を算定した歯またはCAD/CAM冠の歯冠形成を行うことを予定している歯で、テンポラリークラウンを用いた場合は、当該歯にかかわる処置等を開始した日から当該補綴物を装着するまでの期間で、1歯につき1回に限り34点を算定する。

(7)令和4年4月改定より下顎大臼歯の歯根分割歯においてCAD/CAM冠用材料(Ⅲ)を用いることが可能となった。その場合は、1つのCAD/CAM冠用材料(Ⅲ)から近心根と遠心根を連結したCAD/CAM冠を製作する。算定はCAD/CAM冠技術料1,200点×2＋CAD/CAM冠用材料(Ⅲ)350点の合計2,750点となる。

〔施設基準〕

(1)歯科補綴治療にかかわる専門の知識および3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置されていること。

(2)保険医療機関内に歯科用CAD/CAM装置が設置されている場合は、歯科技工士を配置していること。

(3)保険医療機関内に歯科用CAD/CAM装置が設置されていること。なお、保険医療機関内に設置されていない場合にあっては、当該装置を設置している歯科技工所と連携がはかられていること。

〔機能区分〕

新たにCAD/CAM冠用材料(Ⅴ)が追加されたことにより、(Ⅰ)～(Ⅴ)の5区分となった。その違いは以下のとおりとなる。

機能区分		CAD/CAM冠用材料(Ⅰ)	CAD/CAM冠用材料(Ⅱ)	CAD/CAM冠用材料(Ⅲ)	CAD/CAM冠用材料(Ⅳ)	CAD/CAM冠用材料(Ⅴ)
適応範囲		小臼歯	小臼歯	大臼歯	前歯	大臼歯
算定点数 (材料点数)		1,388点 (188点)	1,381点 (181点)	1,550点 (350点)	1,638点 (438点)	1,815点 (615点)
機能区分定義	無機質フィラー	60%以上	60%以上	70%以上	60%以上	17～25%
	ビッカース硬さ	－	55HV0.2以上	75HV0.2以上	55HV0.2以上	25HV0.2以上
	3点曲げ強さ	－	160MPa以上	240MPa以上	160MPa以上	180MPa以上
	曲げ弾性率	－	－	－	－	5 GPa以下
	吸水量	－	32 μg/mm³以下	20 μg/mm³以下	32 μg/mm³以下	10 μg/mm³以下
	長さ	－	－	－	14mm以上	－
	フィラー最大径	－	－	－	5 μm以下	－
	積層構造	－	－	－	複数色の積層構造	－

※CAD/CAM冠用材料(Ⅲ)を小臼歯に対して使用した場合はCAD/CAM冠用材料(Ⅰ)または(Ⅱ)で算定。